

## オオハンゴンソウの駆除方法について

・・・オオハンゴンソウは特定外来生物です・・・

オオハンゴンソウは、在来の生態系に影響を及ぼすおそれがある植物として、外来生物法により「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売などが禁止されています。

この植物は、北米原産のキク科の多年草です。日本へは明治中期に観賞用として持ち込まれたといわれていますが、現在は野生化し、町内でも道端などで見かけられます。

※ 7～10月頃にかけて鮮やかな黄色い花をつけ、草丈が2mにもなります。



### 《行政区長、自治会長等の皆様へのお願い》

行政区等で集会の際に話題にさせていただくなど、地区の方々にオオハンゴンソウの駆除方法についてお知らせくださるようお願いいたします。

### 《駆除の方法》

1. スコップなどを使って根・地下茎を掘り起こす。（少しでも根茎を残すと再生します。また、種をこぼさないように注意してください。）
2. 天日にさらして枯らす。（生きたままの運搬は禁止されています。）
3. そのまま土に帰して頂くことが望ましいですが、やむを得ない場合は、乾燥させ土を落としてから普通ごみとして出して下さい。

◆問い合わせ先・・・ 雫石町役場町民課環境対策室      電話    6 9 2 － 6 4 0 3